

為替特約付外貨定期預金規定

株式会社 足利銀行

1.適用の範囲

「為替特約付外貨定期預金」(以下、「この預金」といいます。)(は、この為替特約付外貨定期預金規定)および「為替特約付外貨定期預金申込書」(以下、「申込書」といいます。)(に定めるところにより取扱います。

2.用語の定義

この預金において使用する用語は次の通りとします。

- (1) 営業日:東京において当行が営業を行っている日をいうものとします。
- (2) 申込日:この預金の申し込みを当行が受け付けた日をいうものとします。
- (3) 申込締切日:募集形式の場合、この預金の申し込み募集を締め切る日をいうものとします。
- (4) 預入日:この預金を作成する日をいうものとします。
- (5) 当行仲値:当行が公表する仲値をいうものとします。同一営業日において当行仲値が変更された場合には、当行が最初に公表する当行仲値をいうものとします。
- (6) 預入日仲値:円を預入通貨として預入する場合、当該円を預金通貨に交換する際に適用される為替相場をいいます。
- (7) 判定相場:この預金の元金および利息を満期日に円転するか否かを定める基準となる為替相場をいいます。
- (8) 預金通貨:この預金の通貨をいいます。

3.通帳の発行、取引内容の確認方法

- (1)この預金については通帳を発行いたします。
- (2)この預金におけるお取引の明細については、預入後または解約後に当行所定の方法・様式によりお渡しいたします。

4.預金の支払時期および満期日の取扱い

この預金には、お渡しする明細表記載の満期日に自動的に解約し、元金及び利息はご指定の預金口座へ入金いたします。

5.証券類の受け入れ

小切手その他証券類による預入は原則としてできません。

6.利息

この預金の利息は、預入日から満期日の前営業日までの日数について、お渡しする明細表記載の利率によって計算されます。なお、付利単位は1通貨単位とし、1年を365日として日割り計算とします。ただし、セント未満は切り捨てとします。

7.元金及び利息の円転に関する特約

この預金の元金および利息は、次の基準により円転または円転せずに支払います。

- (1)この預金の満期日 2 営業日前の午後3時の為替相場が判定相場より円安の場合、この預金の元金および利息は合算したうえ作成時為替相場と同一の為替相場(円転特約相場)で円転し、円で支払います。ただし、円未満は切り捨てとします。
- (2)この預金の満期日 2 営業日前の午後3時の為替相場が判定相場と同一もしくは判定相場より円高の場合、この預金の元金および利息は円転せず、合算して預金通貨のまま支払います。

8.申し込みの撤回

- (1)申込後、申込締切日までは申し込みの撤回を可能とします。申込締切日翌日以降、預入日までの期間において申し込みの撤回を行うことはできません。
- (2)万一、申込者の申し出により当行がやむを得ないものと認めて申し込みの撤回を行う場合には、この預金の申し込みの撤回がなかったならば存在したであろう預入期間につき、当行がこの預金と同条件の代替の契約を第三者と契約するか、または締結したと仮定した場合に要するいっさいの手数料、費用、および損害金を当行に支払うものとします。この場合、申し込みの撤回による損害金の算出については、当行の定める計算方法および割引率によるものとします。

9.取引等の制限

- (1)預金者が当行からの各種確認や資料の提出の依頼に正当な理由なく別途定める期日までに回答しない場合には、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (2)日本国籍を有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。
- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容、およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあるかと判断した場合には、次の取引について制限を行うことができるものとします。

- ① 不相当に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引
- ② 外国送金、この預金その他の外貨預金、両替取引、貿易取引等外為取引全般
- ③ 当行がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のリスクが高いと判断した個別の取引

- (4) 第1項から第3項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当行は速やかに前3項の取引等の制限を解除します。

10.中途解約

- (1)この預金は、中途解約(一部中途解約を含む、以下同じ)を行うことはできません。
- (2)万一、預金者の申し出により当行がやむを得ないものと認めてこの預金を中途解約する場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して提出するものとします。この場合、預入日から中途解約の前日までの日数、および預金通貨と同じ通貨の外貨普通預金の利率によって経過利息を計算し、この預金の元本とともに支払います。この場合、中途解約による損害金を当行に支払うものとします。
- (3)中途解約による損害金については、この預金の解約がなかったならば存続したであろう残存期間につき、当行がこの預金と同条件の代替の契約を第三者と契約するか、または締結したと仮定した場合に要するいっさいの手数料、費用、および損害金を含むものとします。この場合、中途解約による損害金の算出については、当行の定める計算方法および割引率によるものとします。
- (4)中途解約による損害金については、当行はこの預金の元金と差引計算の方法で支払を受けるとし、差引計算にあたっては事前の通知および所定の手続きを省略することができるものとします。
- (5) 次の各号のいずれかに該当した場合には、当行はこの預金の取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② この預金の預金者が後記第15条第1項に違反した場合
- ③ この預金が本邦または外国の法令・規則や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ④ 預金者が口座開設申込時に申告した利用目的どおりにこの預金口座を利用しなかった場合、または口座開設後一定期間この預金口座を利用せず、当行が預金者の届出住所または届出電話番号に連絡しても連絡が不能である場合
- ⑤ 法令で定める本人確認等における確認事項、および前記第9条第1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
- ⑥ この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ロンダリング等防止の観点で当行が預金口座解約が必要と判断した場合
- ⑦ 前記①から⑥の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合

11.相殺

- (1)期限の到来、期限の利益の喪失、買戻請求権の発生、求償権の発生その他の事由によって、当行が別に直ちに請求することのできる債権を有している場合、当行はその債権とこの預金とを、この預金の期限にかかわらず、いつでも相殺することができるものとします。
- (2)前項の相殺ができる場合には、当行は事前の通知および所定の手続きを省略し、この預金を払い戻したうえ、前項の債権の弁済に充当することもできるものとします。
- (3)前2項によって差引計算をする場合、債権の利息、割引料、損害金等の計算およびこの預金の利息の計算については、その期間を計算実行の日までとし、計算実行の日がこの預金の満期日前であるときは、この預金の利息は前条第2項に準じて計算するものとします。
- (4)第1項または第2項によって差引計算をする場合、債権債務の通貨が異なるときは、当行所定の外国為替相場によりこの預金を債権の通貨に換算するものとします。
- (5)第1項または第2項によって差引計算をする場合、計算実行の日がこの預金の満期日前であるときは、計算実行の日に中途解約があったものとみなして前条第3項に定める損害金を当行に支払うものとします。また、その支払方法は、前条第4項に準じるものとします。

12.届出事項の変更、通帳の再発行等

- (1)通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面によって当行に届出るものとします。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2)通帳または印章を失った場合のこの預金の元金の支払い又は通帳の再発行は、当行所定の手続きを行った後に行います。この場合、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

13.成年後見人等の届出

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届け出るものとします。預金者の成年後見人等については、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、ただちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届け出るものとします。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当行に届け出るものとします。
- (4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合には、同様当行に届け出るものとします。
- (5)前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

14.印鑑照合等

諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたら、それらの書類に偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

15.譲渡、買入れ等の禁止

- (1)この預金および通帳は、譲渡または買入することはできません。
- (2)万一、当行がやむを得ないものと認めて買入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

16.保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1)この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法が定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したも のとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために債権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2)前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、ただちに当行に提出するものとします。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当通帳は届出印を押印して直該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3)第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、利率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては借入金等の約定にかかわらず、当行が負担します。
- (4)第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5)第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17.準拠法令等

この預金には、日本における外国為替等に関する法令が適用されます。

為替特約付外貨定期預金規定

株式会社 足利銀行

18.規定の変更

- (1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

【反社会的勢力との取引に関する規定】

1.反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、第2条各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、同条の各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

2.取引の停止、口座の解約

次の各項の一にでも該当した場合は、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者(または代理人、法人の場合には、当該法人の役員、執行役員等の重要な使用人等を含む。)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者(または代理人、法人の場合には、当該法人の役員、執行役員等の重要な使用人、及び主要株主等を含む。)が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為

3.規定の変更

- (1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

【盗難通帳(証書)による個人のお客様の預金等の不正払戻し被害補償に関する規定】

個人のお客様(この規定において以下「預金者」といいます。)については各預金規定等に定める事項に加え、次の規定が適用されます。

1.預金の払戻し

この預金の払戻し(解約ならびに当座貸越を利用した払戻しを含む。以下同じ。)にあたっては、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求められます。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

2.印鑑照合等

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または、署名)を届出の印鑑(または署名)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたら、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については当行は責任を負いません。

なお、預金者は、盗取された通帳(証書)を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

3.盗難通帳による払出し等

- (1)盗取された通帳(証書)を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」という。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳(証書)の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2)前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行への通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除きます。)があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

なお、預金者の過失・重過失の例示は後記をご参照下さい。

- (3)前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳(証書)が盗取された日(通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4)第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によっておこなわれたこと
 - C. 預金者が、被害状況について当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳(証書)の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5)当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が当該払戻しを受けた者その他の第三者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合もその受けた限度において、同様とします。
- (6)当行が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金に係る払戻請求書は消滅します。
- (7)当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳(証書)により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

4.規定の変更

- (1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

【盗難通帳被害において預金者の重大な過失または過失となりうる場合】

1.預金者の重大な過失となりうる場合

預金者の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には以下の通りです。

- (1)預金者が他人に通帳を渡した場合
- (2)預金者が他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合
- (3)その他預金者に(1)および(2)の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合
※上記(1)および(2)については、病気の方が介護ヘルパー(介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合)などに対してこれらを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

2.預金者の過失となりうる場合

預金者の過失となりうる場合の事例は、以下の通りです。

- (1)通帳を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合
- (2)届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳とともに保管していた場合
- (3)印章を通帳とともに保管していた場合
- (4)その他本人に(1)から(3)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以上